

介護老人保健施設 あすかHOUSE東苗穂
通所リハビリテーション利用料金のご案内【6時間以上7時間未満の場合】

令和5年5月1日より

※当該料金表は、『一割負担の場合』となっております。

(単位：円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険自己負担額	774	911	1,043	1,201	1,355
食費(おやつ含む)	600	600	600	600	600
合計	1,374	1,511	1,643	1,801	1,955

※上記介護保険自己負担額には下記加算が算定されております。(単位：円)

名称	金額	内 容
サービス提供体制加算(Ⅱ)	19/日	通所リハビリテーションの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の50以上である事。
リハビリテーション提供体制加算Ⅳ	25/回	(6時間以上7時間未満)当該事業所において、リハビリスタッフの合計数が利用者人数25又はその端数を増すごとに1以上であることが条件で、該当した場合
栄養アセスメント加算	51/月	多職種が共同して栄養アセスメントを実施し、その結果を利用者・家族に説明し、相談に応じた場合。栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報を活用している場合。
科学的介護推進体制加算	41/月	利用者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知状況等の心身状態の情報を厚生労働省に提出した場合

○ご本人の状況や、利用日数により下記加算が算定されます。(単位：円)

名 称	金 額	内 容
入浴介助加算(Ⅰ)	41/回	人員及び整備を有して入浴を行った場合
入浴介助加算(Ⅱ)	61/回	医師等が連携して作成した入浴計画に基づき利用者の居宅の状況に近い環境で入浴を行った場合
リハビリテーションマネジメント加算B21	878/月	会議等で協議した通所リハビリ計画を説明し、リハビリの質を管理。当該計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報をリハビリを行う際に有効利用している場合(最初の6か月間)
リハビリテーションマネジメント加算B22	553/月	会議等で協議した通所リハビリ計画を説明し、リハビリの質を管理。当該計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報をリハビリを行う際に有効利用している場合(6か月間経過後)
短期集中個別リハビリテーション加算	112/日	退院(所)3か月以内の方に、集中的なリハビリを行った場合

○介護保険自己負担額に加え下記加算についても、その他加減算を加味した上で算定させて頂いております。

介護職員処遇改善加算	基本報酬に「特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」以外の加算・減算を加えた単位数に3.9%乗じた金額をお支払いいただきます。
介護職員等特定処遇改善加算	基本報酬に「介護職員処遇改善加算」「特定処遇改善加算」以外の加算・減算を加えた単位数に2.1%乗じた金額をお支払いいただきます。
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本報酬に「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」以外の加算・減算を加えた単位数に0.8%乗じた金額をお支払いいただきます。

○その他の加算(対象者のみ算定されます) (単位：円)

名 称	金 額	名 称	金 額
リハビリテーションマネジメント加算A11	570/月	生活行為向上リハビリテーション加算	1,272/月
リハビリテーションマネジメント加算A12	244/月	若年性認知症利用者受け入れ加算	61/日
リハビリテーションマネジメント加算A21	603/月	栄養改善加算	204/回
リハビリテーションマネジメント加算A22	278/月	口腔・栄養スクリーニング加算	21/回
リハビリテーションマネジメント加算B11	845/月	口腔機能向上加算(Ⅰ)	153/回
リハビリテーションマネジメント加算B12	519/月	口腔機能向上加算(Ⅱ)	163/回
認知症短期集中リハビリテーション加算(1)	244/日	重度療養管理加算	102/回
認知症短期集中リハビリテーション加算(2)	1,953/月		

(裏面もございます)

介護老人保健施設 あすかHOUSE東苗穂

介護予防通所リハビリテーション利用料のご案内【6時間以上7時間未満の場合】

令和5年5月1日より

(単位：円)

	要支援1	要支援2	食費(おやつ含む)
自己負担額(1月につき)	2,162	4,214	600/日

※『介護保険自己負担額』は基本サービス費(送迎含む)とサービス提供体制強化加算の合計となります。

※サービス提供体制強化加算につきましては、要支援1の方は74円、要支援2の方は147円となります。

※介護保険自己負担額の上限額を超えた金額が申請により還付されます。

※当該料金表は、「一割負担の場合」となっております。

	名称	金額	対象者 他
加算 (対象者のみ) 一部負担金に 加算されます	◎運動器機能向上加算	229/月	運動機能向上を目的としたリハビリを行った場合
	◎栄養改善加算	204/月	低栄養状態の方に改善を目的とした栄養管理を行った場合
	◎口腔機能向上加算(Ⅰ)	153/月	口腔機能が低下している方に向上を目的とした指導等を行った場合
	選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	489/月	上記◎の中で2つを受けた場合
	選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	712/月	上記◎の3つ全てを受けた場合
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	572/月	専門的な若しくは経験を有する作業療法士等が生活行為の充実を図るためのリハビリを実施した場合
	若年性認知症利用者受入加算	244/月	若年性認知症の方を受け入れた場合
	口腔機能向上加算(Ⅱ)	163/月	ご利用者の口腔内状態を厚労省に提出した場合
	栄養アセスメント加算	51/月	栄養アセスメントを実施し本人・家族に説明した場合
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	21/回	計画書等の情報を厚労省に提出した場合
	科学的介護推進加算	41/月	ご利用者の心身状態の情報を厚労省に提出した場合

○介護保険自己負担額に加え下記加算についても、その他加減算を加味した上で算定させて頂いております。

介護職員処遇改善加算	基本報酬に「特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」以外の加算・減算を加えた単位数に3.9%乗じた金額をお支払いいただきます。
介護職員等特定処遇改善加算	基本報酬に「介護職員処遇改善加算」「特定処遇改善加算」以外の加算・減算を加えた単位数に2.1%乗じた金額をお支払いいただきます。
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本報酬に「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」以外の加算・減算を加えた単位数に0.8%乗じた金額をお支払いいただきます。

適用 介護 保険 外 料 金	日用品(1日または1回)		セット料金 190円	
	おしぼり(2枚)	70		}
	入浴用バスタオル(1枚)	90		
	シャンプー・リンス	40		
	ポディークソープ	30		

※おむつ代は50～200円となります

お支払いについて

介護保険適用料金の金額は1割分を端数処理して表示しています。そのため料金計算の際に誤差の生じる場合がございます。

ご利用料金は月末締め、翌月10日前後に請求書を発行します。お支払いは口座引落を推奨させていただいており不都合がございましたら振込又は現金でのお支払いも可能です。

振込、現金の方は25日までにお支払下さい。口座引落日は、毎月30日となっておりますが金融機関が休みの場繰り上げとなりますので、ご了承ください。

介護老人保健施設 あすかHOUSE東苗穂
通所リハビリテーション利用料金のご案内【2時間以上3時間未満の場合】

令和5年5月1日より

※当該料金表は、『一割負担の場合』となっております。

(単位：円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険自己負担額	414	471	530	588	646

おやつ代
50円/日

※上記介護保険自己負担額には下記加算が算定されております。(単位：円)

名称	金額	内容
サービス提供体制加算(Ⅱ)	19/日	通所リハビリテーションの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の50以上である事。
栄養アセスメント加算	51/月	多職種が共同して栄養アセスメントを実施し、その結果を利用者・家族に説明し、相談に応じた場合。栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報を活用している場合。
科学的介護推進体制加算	41/月	利用者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知状況等の心身状態の情報を厚生労働省に提出した場合

○ご本人の状況や、利用日数により下記加算が算定されます。(単位：円)

名称	金額	内容
リハビリテーションマネジメント加算B21	878/月	会議等で協議した通所リハビリ計画書を説明し、リハビリの質を管理。当該計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報をリハビリを行う際に有効利用している場合(最初の6か月間)
リハビリテーションマネジメント加算B22	553/月	会議等で協議した通所リハビリ計画書を説明し、リハビリの質を管理。当該計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報をリハビリを行う際に有効利用している場合(6か月間経過後)
短期集中個別リハビリテーション加算	112/日	退院(所)3か月以内の方に、集中的なリハビリを行った場合

○介護保険自己負担額に加え下記加算についても、他加減算を加味した上で算定させて頂いております。

介護職員処遇改善加算	基本報酬に「特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」以外の加算・減算を加えた単位数に3.9%乗じた金額をお支払いいただきます。
介護職員等特定処遇改善加算	基本報酬に「介護職員処遇改善加算」「特定処遇改善加算」以外の加算・減算を加えた単位数に2.1%乗じた金額をお支払いいただきます。
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本報酬に「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」以外の加算・減算を加えた単位数に0.8%乗じた金額をお支払いいただきます。

○その他の加算(対象者のみ算定されます)(単位：円)

名称	金額	名称	金額
リハビリテーションマネジメント加算A11	570/月	生活行為向上リハビリテーション加算	1,272/月
リハビリテーションマネジメント加算A12	244/月	若年性認知症利用者受け入れ加算	61/日
リハビリテーションマネジメント加算A21	603/月	栄養改善加算	204/回
リハビリテーションマネジメント加算A22	278/月	口腔・栄養スクリーニング加算	21/回
リハビリテーションマネジメント加算B11	845/月	口腔機能向上加算(Ⅰ)	153/回
リハビリテーションマネジメント加算B12	519/月	口腔機能向上加算(Ⅱ)	163/回
認知症短期集中リハビリテーション加算(1)	244/日	重度療養管理加算	102/回
認知症短期集中リハビリテーション加算(2)	1,953/月		

(裏面もございます)

介護予防通所リハビリテーション利用料のご案内【2時間以上3時間未満の場合】

令和4年10月1日より
(単位：円)

	要支援1	要支援2	おやつ代
一部負担金(1月につき)	2,162	4,214	50円/日

※『一部負担金』は基本サービス費(送迎含む)とサービス提供体制強化加算の合計となります。

※サービス提供体制強化加算につきましては、要支援1の方は74円、要支援2の方は147円となります。

※一部負担金の上限額を超えた金額が申請により還付されます。

※当該料金表は「一割負担の場合」となっております。

	名称	金額	対象者 他
加算 (対象者のみ) 一部負担金に 加算されます	◎ 運動器機能向上加算	229/月	運動機能向上を目的としたリハビリを行った場合
	◎ 栄養改善加算	204/月	低栄養状態の方に改善を目的とした栄養管理を行った場合
	◎ 口腔機能向上加算(Ⅰ)	153/月	口腔機能が低下している方に向上を目的とした指導等を行った場合
	選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	489/月	上記◎の中で2つを受けた場合
	選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	712/月	上記◎の3つ全てを受けた場合
	生活行為向上 リハビリテーション加算	572/月	専門的、もしくは経験を有する作業療法士等が、生活行為の充実を図るためのリハビリを実施した場合
	若年性認知症利用者受入加算	244/月	若年性認知症の方を受け入れた場合
	口腔機能向上加算(Ⅱ)	163/月	ご利用者の口腔内状態を厚労省に提出した場合
	栄養アセスメント加算	51/月	栄養アセスメントを行い本人・家族に説明した場合
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	21/月	計画書等の情報を厚労省に提出した場合
	科学的介護推進加算	41/月	ご利用者の心身状態の情報を厚労省に提出した場合

○介護保険自己負担額に加え下記加算についても、その他加減算を加味した上で算定させて頂いております。

介護職員処遇改善加算	基本報酬に「特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」以外の加算・減算を加えた単位数に3.9%乗じた金額をお支払いいただきます。
介護職員等特定処遇改善加算	基本報酬に「介護職員処遇改善加算」「特定処遇改善加算」以外の加算・減算を加えた単位数に2.1%乗じた金額をお支払いいただきます。
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本報酬に「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」以外の加算・減算を加えた単位数に0.8%乗じた金額をお支払いいただきます。

通所・予防通所リハビリテーション共通

適用 介護 保険 金 外 料 金	日用品(1日または1回)		
	おしぼり(2枚)	70	セット料金 190円
	入浴用バスタオル(1枚)	90	
	シャンプー・リンス	40	
	ボディーソープ	30	

※おむつ代は50~200円となります

お支払いについて

介護保険適用料金の金額は1割分を端数処理して表示しています。そのため料金計算の際に誤差の生じる場合があることをご了承ください。

ご利用料金は月末締め、翌月10日前後に請求書を発行します。お支払いは口座引落を推奨させていただいておりますが、不都合がございましたら振込又は現金でのお支払いも可能です。

振込、現金の方は25日までにお支払下さい。口座引落日は、毎月30日となっておりますが金融機関が休みの場合は繰り上げとなりますので、ご了承ください。